

二〇二五年度 入学試験問題(前期日程)

## 小 論 文

試験時間 百五十分

人文社会科学部(人文社会科学科・社会科学コース)

問題冊子……一〇十一ページ

解答用紙……五枚

下書用紙……五枚

配 点……表示のとおり

### 注 意 事 項

- 一、試験開始の合図まで、この問題冊子を開かないこと。
- 二、試験中に問題冊子・解答用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び下書用紙の不備等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
- 三、各解答用紙に受験番号を記入すること。  
なお、解答用紙には、必要事項以外は記入しないこと。
- 四、解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入すること。
- 五、解答用紙の各ページは、切り離さないこと。
- 六、配付された解答用紙は、持ち帰らないこと。
- 七、試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ること。
- 八、試験終了後、指示があるまでは退室しないこと。

問 次の課題文を読んで、後の設問に答えなさい。(四〇〇点)

ギャラット対デイリー事件(Garratt v. Dailey, 1955)は、法科大学院生のほとんどが第1学年目の不法行為法の授業で学ぶ、有名な人身事故事件です。この事件は1955年にワシントン州で判決されました。その事実関係と裁判所の判断を以下に説明してありますが、この判例は法律上極めて重要なものです。しかも、幸いなことにこの判例は、クリティカル・シンキングとそのマインドセットを培うためには持つて来いの事案でもあります。

#### 椅子引き事件

5歳の男児ブライアンは、叔母さんが椅子にまさに座ろうとしているのを見て、彼女が座る直前に椅子を引きました。そのため、叔母さんは椅子に座りそこね、転倒して臀部でんぶに骨折を負いました。

その結果、叔母さんはこの怪我で病院に行き、医療費11000ドル〔注〕「約1680万円」を支払うことになりました。そこで叔母さんは、ブライアンを相手に暴行(battery)による損害の賠償を求めて民事訴訟を提起することにしました。

暴行が成立するためには、以下のことが必要です。

- (1) 被告加害者が、意図的な行為を行ったこと、
- (2) 身体への物理的な接触を伴っていること、
- (3) 危険な行為または攻撃的行為であること、
- (4) 損害を引き起こしたこと「因果関係」、

ある人が暴行による損害賠償の法的責任を負うためには、これらの成立要件のすべてが真実であると認定される必要があるということです。

ブライアンには、11000ドル「約1680万円」を支払うことができると仮定しましょう。その上で、次の質問がなされたとした場合の、あなたの直感的な反応はどのようなものでしょうか？

「ブライアンは暴行による損害賠償の法的責任を負うべきか否か？」

ほとんどの教師は、法的責任についてどう考えることもなく、直感的に「ノー」と答えるでしょう。4年生や7年生「日本の中学1年生」、さらには12年生「日本の高校3年生」でも、クラスの全員一致で同じ反応をするだろうと思います。

何年にもわたって私は2万人以上の教師に向かって、この質問をしてきましたが、その95%以上が、「ブライアンは暴行による損害の賠償責任を負わない」という直感的な反応をすると、自信を持って言えます。

しかし、直感的なバイアスを少しの間だけ脇に置いて、叔母さんの側だったらどのような主張をするか、考えてみて下さい。ブライアンに損害賠償責任を負わせるための叔母さん側の主張はどのようなものになるでしょうか？

ここで、叔母さんの側の視点から分析する前に、以下の分析のための2つの重要な基本ルールを説明しておきます。

第1に、事実と反する作り話をしたり、でっち上げたりしてはなりません。分析全体は、与えられた情報の範囲内に限定されなければなりません。

第2に、ブライアンと叔母さんのどちらの当事者も、ここでの事実関係に異議を唱えないものとします。つまり、このルールは、事実関係のストーリー全体をそのまま真実であると思なすということです。言い換えれば、叔母さんが椅子にまさに座ろうとしていたのをブライアンが見た、ということをおぼろげに知っている、ということですが、叔母さんが座る直前に、ブライアンが椅子を引いて動かした、ということをおぼろげに知っている、ということですが、叔母さんが転倒して臀部に骨折を負ったという事実についてもまた、私たちは知っている、ということですが、要するに、事実関係について争いはないということです。

これらの事実関係、暴行による損害賠償請求のための法的ルール、および上記の基本ルールが所与だとして、さて、どこから議論を始めるべきでしょうか？

このタイプの分析の最初のステップは、主要な問題へと絞り込むことです。暴行の事実を証明するために、叔母さんはブライアンの行動が暴行を認定するための4つの成立要件をすべて満たしていることを示す必要があります。

すなわち、ブライアンの行為が、(1)意図的な行為であったこと、(2)身体への物理的接触を伴っていたこと、(3)危険な行為または攻撃的な行為であったこと、および、(4)当該行為が損害を引き起こしたこと、の4つです。

これらの中に、被告ブライアン側として合理的には争いえないような要素があるでしょうか？

ブライアンの叔母さんは臀部に骨折を負い、医療費が11000ドル「約1680万円」かかり、椅子を引くというブライアンの行動は危険な行為であり、その危険な行為が叔母さんに損害を与えたことはどれも十分に明らかですから、被告ブライアン側としては争いようがないでしょう。

確かに、被告ブライアン側としては、叔母さんがそれ以前にすでに臀部に骨折を負っていたとか、ブライアンの責任にするためにわざと自分から倒れたのだとか、事実関係をでっち上げることはできなくもないでしょう。

しかし、それでは先ほど述べた分析の基本ルールに違反して事実をでっち上げたことになります。また、叔母さんが以前から臀部の骨折というひどい怪我をしていたのに、このような詐欺師まがいの行為を仕組んで5歳の子どもに医療費を支払わせる機会が到来するまで、長い時間を待ち続けた、という可能性はほとんどなさそうです。

したがって、この事案の分析では、ブライアンの行為が意図的なものであったといえるかどうか、および、ブライアンの行為が叔母の身体への物理的接触を引き起こしたかどうかに焦点を絞る必要があります。

つまり、この事件の場合、これら2つの成立要件のみが、まともに争われうる要素となります。

意図的な行為であることを証明するのは難しいです。なぜなら、行為者の頭の中を直接に調べることはできないので、ブライアンが意図して叔母さんの椅子を引いたということを直接に証明することができないからです。

したがって主張責任・証明責任を負っている原告叔母さん側の目標は、被告ブライアンが叔母さんの椅子を引いた行為が、故意によるものであるとしか陪審が結論できないような形で、事実関係の説明を組み立てることとなります。

しかも、これらの事実関係を陪審員たちに説明するとき、単純明快な方法で提示できなければなりません。陪審は素人集団ですから、精緻せいじに見える法律論などまったく理解できませんし、法律用語をマスターしたいなどは決して思わないのです。ですから、単純明快であることが非常に重要なのです。

ブライアンの行為が意図的なものであったという確固たる結論に陪審員が至るためには、どのような事実関係を単純明快に提示するべきでしょうか。本件の事実関係をもう一度見てみましょう。

「5歳の男児ブライアンは、叔母さんが椅子にまさに座ろうとしているのを見た。叔母さんが椅子に座る直前に、ブライアンは椅子を引いた。叔母さんは転倒した。叔母さんは臀部に骨折を負った。そこで、叔母さんはこの負傷のために医療費11000ドル〔約1680万円〕を支払わなければならなかった。」

ブライアンは叔母さんがまさに座ろうとしているのを見たことを、私たちは知っています。このことから故意の存在が証明されるように見えます。なぜなら、叔母さんがまさに座ろうとしていることを、ブライアンが知っていたからです。

また、ブライアンが椅子を物理的に引いたことも、私たちは知っています。椅子が動いたのは、風のせいでもないし、他に椅子を引いた者もいません。しかし、ここにはしばしば見落とされがちな重大な点があります。すなわち、ブライアンが椅子を引いたのは、叔母さんが座る5分前でもなければ、5秒前でもないという点です。ブライアンは「叔母さんが座る直前」に椅子を引いたのです。

このように正確にタイミングを取ったということは、熟慮と計算による行為であることを示しており、意図的な行為であることを強く推認させます。

これらの情報をつなぎ合わせて、分かりやすいストーリーに組み立てて、陪審に説明するには、以下のようにすればよいでしょう。

裁判長、ブライアンはまだほんの5歳かもしれませんが。

しかし、この5歳の子どもは、自分の叔母さんがまさに座ろうとしているのを見ただけではありません。

ブライアンはまた、叔母の椅子を引いただけでもありません。

ブライアンがしたことは、叔母さんが座ろうとしたまさにその瞬間に椅子を引いたのです。

もちろん、ブライアンの頭の中を覗いて、彼が故意にやったと証明することはできません。

しかしです、陪審員の皆さん……あなたならどうお考えになりますでしょうか？

この議論には大きな説得力があるでしょう。あなたは今、ブライアンをなんとか弁護してあげたくてたまらなくなったことでしょう。あなたがブライアンの弁護士だったら、この故意についての主張にどうやって反論しますか？

ここでは、故意について議論しようとする典型的な小学6年生の立場に立って考えてみましょう。6年生が固執する事実関係で、そのために真の分析ができなくなる重要な点は何でしょうか？

ブライアンの年齢が躓<sup>つまず</sup>きの石になるとあなたが考えているなら、それは正解です。

この問いに対して、6年生が「まだ5歳です！」という6文字の文章で答えたとしても、私は驚かないでしょう。なぜなら、5歳の幼児は、椅子を引くことがもたらす潜在的な結果を理解していない可能性が高いと考えるのは自然だからです。

5歳児の多くは、わざと身内を入院させようなどとは思わないので、これはおそらく正しいでしょう。

しかし、ブライアン側の最善の主張が「ブライアンは幼すぎる」とか「ブライアンはふざけていただけだ」だとしたら、それではおそらく十分な主張とはならないでしょう。

女性の腰に骨折を負わせておきながら「冗談のつもりが失敗しただけ」と言い張るのは裁判所での主張として無理があります。

ここでもう一度、この事件の事実関係を見直してみましよう。

「5歳の男児ブライアンは、叔母さんが椅子にまさに座ろうとしているのを見た。叔母さんが椅子に座る直前に、ブライアンは椅子を引いた。叔母さんは転倒した。叔母さんは臀部に骨折を負った。そこで、叔母さんはこの負傷のために医療費11000ドル〔約1680万円〕を支払わなければならなかった。」

これとまったく同じ事実関係を見て、別の角度からのストーリーで説明する方法はあるでしょうか？

叔母さんが椅子にまさに座ろうとしているのを見て、彼女が座る直前に椅子を引いたという事実関係を私たちは知っています。しかし、ブライアンはなぜこんなことをしたのかはわかりません。

もしブライアンが、叔母さんが椅子に座るのを手助けしようとしていたとしたらどうでしょうか？ブライアンが「訓練中の紳士」<sup>〔注〕</sup>だったとしたら、叔母さんが座る直前に椅子を引くことは、完全に理にかなっています。

では、叔母さんはなぜ転倒したのでしょうか？

ブライアンはまだ5歳です。そのような幼児は、目と手の連動が不完全だったり、身体をうまく動かせなかったり、あるいは適切な空間深度識別能力を

持っていなかったりします。そのため椅子を引き損なったのかもしれませんが。

あるいは、叔母さんが座ろうとしていたときに、椅子をちょっとだけ横滑りさせる、という重要なステップを省略してしまっただけなのかもしれません。いずれにせよ、以上の説明で陪審員を説得できるかは、私としても自信がありません。

しかし、本件の事故が、この「訓練中の紳士仮説」の通りに起こった場合には、紳士としての振る舞いをしようとしたという定義により、ブライアンの行為は叔母さんを骨折させようという意図的なものではありえないこととなります。

暴行の成立要件である物理的身体接触の検討に進みましょう。

物理的身体接触は、それを証明するのが難しいのはなぜでしょうか？ブライアンが椅子を引いた際には、直接的接触は生じていません。

ブライアンが椅子を引いたとき、叔母さんの背面が激しく床に叩きつけられました。したがって、叔母さん側の弁護士としては、直接的接触がなかったという事実をかくぐる方法を見つけないけません。

ブライアンは叔母さんが椅子にまさに座ろうとしているのを見ました。アイ・コンタクトが身体的接触の要件を満たすのに十分であるかどうかを検討することは、ここで役に立つかもしれません。しかし、誰かに不快な表情とか、軽蔑の眼差しとかを向けることが、暴行による賠償責任を負うのに十分だったとしたら、身の回りの世界はどのようなものになるでしょうか？このアイ・コンタクト理論はおそらく最良の考えではないでしょう。

叔母さんの身体が転倒して床に接触することになるような仕方では、ブライアンが椅子に接触したことはわかっています。椅子の木材が床の木材とつながっていて、床が叔母の尾骨とさらにつながっている、だから物理的身体接触があったのだ、という議論をすることができるとはでしょうか？

このような状況下では、椅子と床が叔母さんの体の延長物になるというこの考え方は役には立ちますが、陪審席に座っている法の素人たる陪審員にとっては少し納得しがたいものでしょう。

私が叔母さんの弁護士であったなら、仮にブライアンの行動が物理的身体接触と見なされないとしたら、法政策的な見地からはどういうことになるかを論じて、陪審員を説得しようとするでしょう。

暴行が成立するのは、直接的な身体接触をした場合のみであるとすると、私たちの身の回りの世界はどのようなものになるのでしょうか？

ある人が自動車で誰かを轢いても、「裁判長、物理的には車のバンパーが被害者に当たっただけで、私の身体は被害者の身体に触れていません」と言えばよいことになります。それに対して裁判官は「よし、そうだな、直接的身体接触はなかった、請求棄却にて一件落着だ」と言うことになるでしょう。

また、暴行の主張に対する完全な防禦として、「私の身体ではなく、ナイフが被害者を刺したのです」とか「私の身体ではなく、弾丸が被害者を傷つけたのです」とか「私の身体ではなく、レンガが被害者の頭を殴ったのです」などと主張すれば済むようになるでしょう。

以上の思考実験から、身体接触には連続的な程度というものがあることがわかります。すなわち、一方で、誰かの顔を手で殴るような直接的な身体接触があり、もう一方では、酒を給仕したバーテンダーのせいにする事ができるといふようなかなり直接性の遠い身体接触がありえます。

どのバーテンダーのことを言っているのか、ですって？

それはつまり、ブライアンを懐胎した夜、ブライアンのお母さんとお父さんはバーでテキーラベースのお酒マルガリータを楽しんでいました。2人にバーテンダーはテキーラを非常に気前よく注ぎました。このバーテンダーです。

それから5年と10か月後、ブライアンは叔母さんの臀部を骨折させてしまったのです。バーテンダーがブライアンの両親のデート・パーティーを始めさせなかったとしたら、お母さんがブライアンを懐胎することはなかったでしょうし、ブライアンが生れていなかったら叔母さんの椅子を引くこともなかったでしょう。

このバーテンダー理論は、因果関係を証明するには明らかに行き過ぎです。したがって、因果関係理論としてここで適用できる「アレなければコレなし」タイプの推論(But-for-Test)には限界があります。<sup>〔注1〕</sup>

しかし、誰かが座る直前に椅子を引く行為は、「アレなければコレなし」の連鎖の距離としてはバーテンダーよりは遥かに近いといえ、身体接触と見なされるべき可能性は高いといえそうです。

多くの教師たちは、クリティカル・シンキングを「感情を排除した分析」として定義しています。つまり、クリティカル・シンキングとは、理性的な思考をすることとされているのです。

他方で、感情をベースにして思考することは、本質的に非合理的なものとされます。

私自身は、クリティカル・シンキングと感情の関係はもう少し微妙なものだと考えています。その理由は、ブライアンの行為に関して、どのように分析

してきたかを思い起こせば、分かっていただけだと思います。

意図と身体接触との関係を以上のように分析した上で、本件の事実関係をもう一度読み直してみてください。事実関係を以下に繰り返します。

「5歳の男児ブライアンは、叔母さんが椅子にまさに座ろうとしているのを見た。叔母さんが椅子に座る直前に、ブライアンは椅子を引いた。叔母さんは転倒した。叔母さんは臀部に骨折を負った。そこで、叔母さんはこの負傷のために医療費11000ドル〔約1680万円〕を支払わなければならなかった。」

この事実関係を初めて読んだときと比較して、あなたは今、この事案は最初に思ったよりも複雑で微妙なものかもしれないと思うようになったのではないのでしょうか？

それはつまり、あなたがクリティカル・シンキングのマインドセットを習得しつつあることを意味します。つまり、表面を貫いて中の本質を見る習慣をあなたが身に付けてきたということです。

あなたは最初、この事実関係を読んで感情的な衝撃を受けるという、直感的な反応を示したと思います。つまり、すべての詳細な事実を十分に分析することなく、直感で判断したのです。

しかし今のあなたは、自分の判断が感情に基づいていたことを自覚できるほどに、成熟したクリティカル・シンキングのマインドセットを身に付けたのです。そして、自分の直感は、本当の分析によってはまだ裏付けられていないことも自覚しています。

もしすべての生徒たちが、表面的には単純素朴に見える情報に対しても、それをより深く調べるようになるだけの、健全な懐疑心を持ったらいかに素晴らしいか、と想像してみてください。

もし大人たちが、ソーシャル・メディア上でこのような態度をとっていたらどうでしょうか？見出しを読んだだけでその記事について貶したり褒めたりする前に、大人たちがまずちゃんと記事の中身を読むようになったらどうでしょうか？

表面的には馬鹿げた事案に見える本件も、当初の直感的バイアスから一歩踏み出して、叔母さん側に立って主張をしてみるという単純な行為を試みれ

ば、より慎重で深い分析ができるようになるのです。

このような思考プロセスを何度も繰り返して行けば、生徒たちに必要なクリティカル・シンキングのスキルやマインドセットが身に付いてきます。

(中 略)

### 「椅子引き事件」の「答え」

これまで考慮してきた内容をすべて念頭に置いたとして、ブライアンの「椅子引き事件」の最適解決策について、あなたは自分の意見を変えましたか？  
さきほど叔母さん側の主張をより詳細に分析しましたが、それによってあなたは、ブライアンに暴行の損害賠償責任を負わせるか否かについて判断を変えましたか？

意見や判断をあなたが変わったか否かは別として、結果がどうあるべきだとあなたが考える内容と、裁判官が判決するであろう内容との間に違いはあるでしょうか？

ブライアンが損害賠償責任を負うべきではないと信じる人の多くも、裁判官はブライアンに損害賠償責任があると判断するだろうと考えます。そう考える理由は、裁判官がより客観的であり、訴訟での事実関係だけを見るからというものです。裁判官に比べ、自分はそれほど合理的ではないかも知れないが、当該の事実関係を超えた論点についてもっと広く深く考えるから、結論が異なるのだと思うものです。

しかし、裁判所の判断を見れば、裁判官の判断と一般人の直感の間の緊張関係には、もっと理にかなった、そしてもっと単純な説明があります。

裁判所は、ブライアンが暴行の損害賠償責任を負うと判断しました。

裁判所は、ブライアンには叔母さんの臀部の骨を折る意図はおそらくなかったであろうけれども、危害を加える意図がブライアンにあったかどうかは、本件では問題ではないと判断しました。

問題となるべき唯一の意図とは、椅子を引くというブライアンの意図です。身体への直接の接触はありませんでしたが、人が座ろうとしているまさにその時に、その人の下から椅子を引けば、身体接触が生じることはほぼ確実です。

これを読んでいる人の中には、この判決に納得できない人もいるでしょう。

それはそれで結構です。これが正しい答えだというわけではないからです。これは単にひとつの裁判所の判断にすぎません。

裁判所はかつて、異人種間結婚を禁止する法律を支持していました。その理由は、その法律によって誰も異なる人種の人と結婚することができなくなるが、それこそが公正である、というものでした！

裁判所は、第2次世界大戦の時、日系アメリカ人に対する強制収容に賛成しました。また別の複数の裁判所は、国籍が日本の人もインドの人も、米国市民権を付与される資格がないと判断しました。

しかし、人々はこれらの判断を最終的な答えとして受け容れる必要はありません。言い換えれば、ブライアンの事件結果を読んだ後にあなたが感じているような葛藤は、良い意味での葛藤なのです。

世界を現状のままに分析するために、クリティカル・シンキングを生徒に提供することも教育のひとつのあり方です。同時に、世界がどうあるべきかの問題提起をするためのツールとしてクリティカル・シンキングを生徒に提供することは、はるかに強力なもうひとつの教育です。

(出典 コリン・シール著 太田勝造監訳 『法教育の教え方と学び方——クリティカル・シンキングのすすめ』(弘文堂、二〇二三年一〇月) 六九―八四頁より引用。ただし、原文の主旨を損なわない範囲で一部省略し、また変更を加えた。)

【注一】 米国労働統計局の消費者物価指数インフレーション計算サーヴィスによれば、1955年の1ドルは2023年の約11・32ドルに相当する。2023年の1ドルは135円とした。

【注二】 紳士・淑女としての立居振舞の躰を受けている子どもを指す慣用語である。原語はGentleman-in-TrainingでGITと略される。

【注三】 法律の世界では伝統的に「アレなければコレなし」の基準 (But-for-Test) で因果関係を判断する。「椅子引き」なければ「怪我」なし、よって因果関係あり、となる。論理学の「必要条件」に相当する。ただし、本文のようにどこまでも遡ることが可能になるといふ問題があるとともに、常識的な因果関係「椅子引きがあったから怪我をした」とは論理的な「逆」であり、必ずしも真とはならない。なお、確率論を導入するとこの議論は成り立たなくなり、疫学的な議論が必要になることに注意が必要である。

**設問一** 傍線部①「暴行(battery)」が成立するための要件の一つである「被告加害者が、意図的な行為を行ったこと」を証明することが難しい理由を、

課題文に即して一五〇字以内で説明しなさい。(二〇〇点)

**設問二** 傍線部②「訓練中の紳士仮説」は、誰のための、どのような主張か。課題文に即して一五〇字以内で説明しなさい。(二〇〇点)

**設問三** (一) 課題文中のクリティカル・シンキングとはどのような考え方か。二〇〇字以内で説明しなさい。(五〇点)

(二) 私たちの身の回りの社会問題を一つ取り上げ、(一)で述べたクリティカル・シンキングを用いて六〇〇字以内で考察しなさい。(一五〇点)